

## 那珂川及び梶原川の氾濫に備えた治水対策を求める意見書

本市には、市の中央を流れる那珂川と支流の梶原川があり、この二つの河川を中心にいくつかの支流が流れます。これらの河川については、福岡県による護岸の整備・強化や河床掘削など、流域の安全確保に取り組んでいただいています。

本市では、環境保全を目的としたアユの放流や那珂川・梶原川の清掃活動など、地域住民の自主的活動により河川の美化推進に取り組んでいます。

昨今、地球温暖化などの気候変動の影響による自然災害が激甚化・頻発化し、毎年、全国各地で甚大な被害を及ぼしています。本市におきましても、平成21年7月中国・九州北部豪雨により那珂川が氾濫し、那珂川町役場付近では甚大な浸水被害を受けました。また、令和5年7月の大雨では那珂川及び梶原川が氾濫し、多くの家屋が浸水する被害が発生しており、多くの市民が強い不安を抱いています。

河川氾濫による被害を低減させるためには、平常時における継続的な治水対策が必要であることは明白です。

以上のことから、本市住民の生命及び財産を守るとともに、今後も安全・安心な生活を営み続けられるよう、下記事項について措置を講じられるよう強く求めます。

### 記

- 1 河川の氾濫、浸水被害等が発生した場合の復旧措置だけではなく、流下断面を確保するため、浚渫等の適切な維持管理を実施すること
- 2 土のう設置で対応する護岸が低い箇所においては、パラペット等の対策を早急に講じること
- 3 洪水時に水を迅速に流下させることができるよう、固定堰である老司井堰を可動堰に改築すること

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

令和6年5月21日

那珂川市議会議長 高原 隆則

福岡県知事 服部誠太郎 様